

改正後	現行
<p>提供の拠り所であり、基本の考え方となります。また、<u>法人</u>・福祉施設・事業所のめざすべき方向性を内外に示すものでもあります。よって、理念は、実施する福祉サービスの内容や特性を踏まえた具体的な内容が示されていることが適当です。</p> <p>○基本方針は、理念に基づいて福祉施設・事業所の利用者に対する姿勢や地域との関わり方、あるいは組織が持つ機能等を具体的に示す重要なものです。また、理念を職員等の行動基準（行動規範）としてより具体的な指針とするためには、理念にもとづく基本方針を定めることが必要です。</p> <p>(略)</p>	<p>ス提供の拠り所であり、基本の考え方となります。また、福祉施設・事業所<u>(法人)</u>のめざすべき方向性を内外に示すものでもあります。よって、理念は、実施する福祉サービスの内容や特性を踏まえた具体的な内容が示されていることが適当です。</p> <p>○基本方針は、理念に基づいて福祉施設・事業所の利用者に対する姿勢や地域との関わり方、あるいは組織が持つ機能等を具体的に示す重要なものです。また、理念を職員等の行動基準（行動規範）としてより具体的な指針とするためには、理念にもとづく基本方針を定めることが必要です。</p> <p>(略)</p> <p>○本評価基準は、各評価基準にもとづく評価を行っていく際の基礎となるものです。各評価基準はそれぞれの具体的な取組状況を評価するものとなるますが、<u>法人</u>・福祉施設・事業所の理念や基本方針を達成する観点から、取組や内容等が十分であるかなどの視点から評価します。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 評価の留意点</p> <p>(略)</p> <p>○職員<u>(O)</u>への周知については、訪問調査において組織として職員への周知に向けてどのような取組を行っているかを聴取したうえで、職員への聴取・確認を行うことによってその周知の状況をあわせて把握</p>

改正後	現行
することになります。 (略)	握ることになります。 (略)
<u>(削除)</u>	<u>○理念、基本方針のいづれも適切に明文化されている場合であっても、職員、利用者等への周知が不十分であります。</u>
	<u>○理念、基本方針のいづれも明文化されている場合であっても、いざれかの内容が不十分である場合や利用者への周知が不十分である場合は「b」評価とします。</u>
	<u>○理念、基本方針のいづれかが明文化されていない場合は「c」評価とします。</u>
	<u>○理念、基本方針は適切に明文化され、職員の理解のもとに福祉サービスが提供されることが必要です。理念、基本方針が明文化されている場合であっても、職員に周知されていない場合は「c」評価とします。</u>
	《注》 (略)
I-2 経営状況の把握 (略)	I-2 経営状況の把握 (略)
I-3 事業計画の策定 I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	I-3 事業計画の策定 I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。

改正後	現行
<p>④ I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。</p> <p><b>【判断基準】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a) 経営や実施する福祉サービスに関する、中・長期の事業計画及び中・長期の収支計画を策定している。</li> <li>b) 経営や実施する福祉サービスに関する、中・长期の事業計画または中・長期の収支計画のどちらかを策定していない、<u>十分ではない</u>。</li> <li>c) 経営や実施する福祉サービスに関する、中・长期の事業計画も中・長期の収支計画のどちらも策定していない。</li> </ul>	<p>④ I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。</p> <p><b>【判断基準】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a ) 経営や実施する福祉サービスに関する、中・長期の事業計画及び中・長期の収支計画を策定している。</li> <li>b ) 経営や実施する福祉サービスに関する、中・長期の事業計画または中・長期の収支計画のどちらかを策定して<u>いない</u>。</li> <li>c ) 経営や実施する福祉サービスに関する、中・長期の事業計画も中・長期の収支計画のどちらも策定していない。</li> </ul>
<p><b>評価の着眼点</b></p> <p>(略)</p> <p><b>評価の考え方と評価の留意点</b></p> <p>(1) 目的</p> <p>○本評価基準では、理念・基本方針にもとづき、<u>経営環境と経営状況</u>の把握・分析等を踏まえた中・長期計画（中・长期の事業計画と中・长期の収支計画）の策定状況を評価します。</p> <p>(2) 趣旨・解説</p> <p>(略)</p> <p>○中・长期計画の策定においては、<u>経営環境等の把握・分析結果を踏まえ、その実情のもとで理念や基本方針の具現化を図るための事業</u></p>	<p><b>評価の着眼点</b></p> <p>(略)</p> <p><b>評価の考え方と評価の留意点</b></p> <p>(1) 目的</p> <p>○本評価基準では、理念・基本方針にもとづき、<u>経営環境と経営状況</u>の把握・分析等を踏まえた中・长期計画（中・长期の事業計画と中・长期の収支計画）の策定状況を評価します。</p> <p>(2) 趣旨・解説</p> <p>(略)</p> <p>○中・长期計画の策定においては、<u>経営環境等の把握・分析結果を踏まえ、その実情のもとで理念や基本方針の具現化を図るための事業</u></p>

改正後	現行
<u>が効果的に実施できるような内容となつてゐることが必要です。</u>	<u>する観点から活用されていることが必要です。経営環境等を理由として、理念や基本方針の具現化が図られないことがないようにします。</u>
<b>【中・長期の事業計画】</b> (略)	<b>【中・長期の事業計画】</b> (略)
<b>【中・長期の収支計画】</b> (略)	<b>【中・長期の収支計画】</b> (略)
○収支計画の策定にあたつては、利用者の増減、人件費の増減等を把握・整理するなど、財務分析を行ふとともに、 <u>一定の財産に対する福祉施設・事業所の増改築、建替えなど資金使途を明確にすることが必要です。</u>	○収支計画の策定にあたつては、利用者の増減、人件費の増減等を把握・整理するとともに、福祉施設・事業所の増改築、建替えなどにともなう支出について積立てるなどの、資金使途を明確にすることが必要です。適切な財務分析及び、資金(内部留保等)使途の明確化がなされていることも重要です。
(3) 評価の留意点 ○本評価基準で対象としている課題や問題点とは、経営環境等の把握・分析等を踏まえた組織として取り組むべき <u>体制や設備といった人との全体的な課題</u> です。個々の利用者に関する課題は対象ではありません。「I-2 経営状況の把握」を踏まえた内容となるかなどを確認します。	(3) 評価の留意点 ○本評価基準で対象としている課題や問題点とは、経営環境等の把握・分析等を踏まえた組織として取り組むべき <u>体制や設備といった人との全体的な課題</u> です。個々の利用者に関する課題は対象ではありません。「I-2 経営状況の把握」を踏まえた内容となるかなどを確認します。  ○公立施設については、管理者に与えられた職掌の範囲を考慮したうえで、本評価基準の基本的な考え方方にそった具体的な取組を評価します。 <u>(新設)</u>

改正後	現行
<u>(削除)</u>	<u>○中・長期の事業計画と中・長期の取支計画のいづれかが策定されていない場合は「b」評価とします。</u>
<p>[5] I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。 (略)</p> <p>I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。</p>	<p>[5] I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。 (略)</p> <p>I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。</p>
<p>I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組 (略)</p> <p>II 組織の運営管理 II-1・II-2 (略)</p> <p>II-3 運営の透明性の確保</p> <p>II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。</p> <p>[2] II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。 (略)</p> <p>[2] II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。</p>	<p>I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組 (略)</p> <p>II 組織の運営管理 II-1・II-2 (略)</p> <p>II-3 運営の透明性の確保</p> <p>II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。</p> <p>[2] II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。 (略)</p> <p>[2] II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。</p>
	<b>【判断基準】</b>

改正後	現行
<p><b>評価の着眼点</b></p> <p><input type="checkbox"/>福祉施設・事業所における事務、経理、取引等に関するルール、職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p><b>評価の着眼点</b></p> <p><input type="checkbox"/>福祉施設・事業所における事務、経理、取引等に関する職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。</p> <p><input type="checkbox"/>福祉施設・事業所における事務、経理、取引等について、必要に応じて外部の専門家に相談し、助言を得ている。</p> <p><input type="checkbox"/>福祉施設・事業所における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。</p> <p><input type="checkbox"/>福祉施設・事業所の事業、財務について、外部の専門家による監査支援等を実施している。</p> <p><input type="checkbox"/>外部の専門家による監査支援等の結果や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。</p>
<p><b>評価基準の考え方と評価の留意点</b></p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p>	<p><b>評価基準の考え方と評価の留意点</b></p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p>

改正後	現行
<p><u>(削除)</u></p> <p>○さらに、専門家による監査支援等での指摘事項、アドバイス等は、経営・財務の改善課題の発見とその解決のための客観的な情報と位置づけることができます。また、その結果を経営改善に活用する必要です。</p>	<p>○また、特に公益の高い社会福祉法人については、公正性と透明性を確保し、説明責任を果たす観点から、外部監査を活用することも有効です。</p> <p>○公認会計士等の専門家による指摘事項、アドバイス等は、経営・財務の改善課題の発見とその解決のための客観的な情報と位置づけることができます。また、その結果を経営改善に活用することが必要です。</p> <p>○なお、ここでいう「外部の専門家による監査支援等」とは、会計監査又は公認会計士、監査法人、税理士若しくは税理士法人が実施する財務管理、経営管理、組織運営・事業等に関する指導・助言その他の専門的な支援を指します。当該法人の監事等の役職員や当該法人及びその役員等と、親族等の特殊の関係がある者が行う監査等は含めません。</p> <p>○特に、一定規模以上の社会福祉法人については、会計監査人の設置（公認会計士等による会計監査の実施）が義務づけられています。また、会計監査人を設置しない法人においても、ガバナンスの強化や財務規律の確立に向けて、会計に関する専門家の活用を行うことが望ましいとされています。</p> <p>○このため、社会福祉法人は、法人の規模にかかわらず、ガバナンスの強化や財務規律の確立により公正性と透明性を確保し、説明責任を果たす観点から、会計等に関する専門家を活用することが有効です。</p>

改正後	現行
<p>(削除)</p> <p>○社会福祉法人審査基準では、外部監査の頻度について「資産額が100億円以上若しくは負債額が50億円以上又は収支決算額が10億円以上の法人については、その事業規模に鑑み、2年に1度程度の外部監査の活用を行うことが望ましいものであること。これらに該当しない法人についても、5年に1回程度の外部監査を行うなど法人運営の透明性の確保のために取組を行うことが望ましい」としています。</p> <p>(削除)</p> <p>○ここでいう外部監査とは法人等の財務管理、事業の経営管理、組織運営・事業等に関する外部の専門家の指導・助言を指します。なお、財務管理、経営管理等は「公認会計士等、税理士その他の会計に関する専門家」(以下「外部監査の考え方」) 3. 外部監査の実施者を参照)によることが求められます。</p> <p>(削除)</p> <p>○外部監査の考え方は、以下のとおりです。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>外部監査の趣旨について 広く法人の外部の専門家によるチェックを通じて法人運営の透明性の確保に資することを目的とするものであること。</li> <li>外部監査の範囲について <ul style="list-style-type: none"> <li>①公認会計士法にもとづき公認会計士又は監査法人(以下「公認会計士等」という。)が行う財務諸表の監査</li> <li>②公認会計士等、税理士その他の会計に関する専門家が行う会計管理体制の整備状況の点検等</li> <li>③財務状況以外の事項(法人の組織運営・事業等)の監査</li> </ul> </li> </ol>	<p>○社会福祉法人審査基準では、外部監査の頻度について「資産額が100億円以上若しくは負債額が50億円以上又は収支決算額が10億円以上の法人については、その事業規模に鑑み、2年に1度程度の外部監査の活用を行うことが望ましいものであること。これらに該当しない法人についても、5年に1回程度の外部監査を行うなど法人運営の透明性の確保のために取組を行うことが望ましい」としています。</p> <p>○ここでいう外部監査とは法人等の財務管理、事業の経営管理、組織運営・事業等に関する外部の専門家の指導・助言を指します。なお、財務管理、経営管理等は「公認会計士等、税理士その他の会計に関する専門家」(以下「外部監査の考え方」) 3. 外部監査の実施者を参照)によることが求められます。</p> <p>○外部監査の考え方は、以下のとおりです。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>外部監査の趣旨について 広く法人の外部の専門家によるチェックを通じて法人運営の透明性の確保に資することを目的とするものであること。</li> <li>外部監査の範囲について <ul style="list-style-type: none"> <li>①公認会計士法にもとづき公認会計士又は監査法人(以下「公認会計士等」という。)が行う財務諸表の監査</li> <li>②公認会計士等、税理士その他の会計に関する専門家が行う会計管理体制の整備状況の点検等</li> <li>③財務状況以外の事項(法人の組織運営・事業等)の監査</li> </ul> </li> </ol>

改正後	現行
	<p>外部監査は、法人の財務管理、事業の経営管理その他法人運営に 關し優れた識見を有する者が行うこと。具体的には、公認会計士 等、税理士その他の会計に関する専門家や、社会福祉事業について て学識経験を有する者等がこれに該当すること。なお、当該法人 の役職員等や、当該法人及びその役員等と親族等の特殊の関係が ある者が外部監査を行ふことは適当でないこと。</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p>○また、福祉施設・事業所（法人）の規模を勘案したうえで、<u>外部監査等</u>を活用し事業、財務等に關するチェックや<u>専門家による監査支援等</u>を活用し事業、財務等に關することを評価します。</p> <p>○小規模な福祉施設・事業所については、<u>外部の専門家による監査支援等</u>の活用やその結果にもとづく経営改善が実施されていない場合も想定されます。福祉施設・事業所における事務、経理、取引等について、①必要に応じて外部の専門家との契約にもとづき、相談し、助言を得ることで定期的に確認することにより、事業経営・運営の適正性を確保する取組を行うこと、②実際にそくした経営改善の取組を行つていること、をもつて総合的に評価します。</p> <p>(略)</p> <p>II-4 地域との交流、地域貢献 II-4-(1)・II-4-(2) (略)</p> <p>II-4-(1)・II-4-(2) (略)</p>

改正後	現行
<p>II - 4 -( 3 ) 地域の福祉向上のための取組を行っている。</p> <p><u>26</u> II - 4 -( 3 ) -① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。</p>	<p>II - 4 -( 3 ) 地域の福祉向上のための取組を行っている。</p> <p><u>26</u> II - 4 -( 3 ) -① 福祉施設・事業所が有する機能を地域に還元している。</p>
<p><b>【判断基準】</b></p> <p>a) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を積極的に行っている。</p> <p>b) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っているが、十分ではない。</p> <p>c) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っていない。</p>	<p><b>【判断基準】</b></p> <p>a) 福祉施設・事業所が有する機能を、地域に開放・提供する取組を積極的に行っている。</p> <p>b) 福祉施設・事業所が有する機能を、地域に開放・提供する取組を行っているが、十分ではない。</p> <p>c) 福祉施設・事業所が有する機能を、地域に開放・提供する取組を行っていない。</p>

改正後	現行
<p>□福祉施設・事業所（法人）が実施する事業や運営委員会の開催、関係機関・団体との連携、地域の各種会合への参加、地域住民との交流活動などを通じて、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。</p>	<p>（新設）</p> <p><b>評価基準の考え方と評価の留意点</b></p> <p>（1）目的</p> <p>○本評価基準では、福祉施設・事業所（法人）が地域社会における福祉向上に積極的な役割を果たすために、具体的な地域の福祉ニーズや生活課題等を把握するための取組を積極的に行っているかを評価します。</p> <p>（2）趣旨・解説</p> <p>○地域との関わりを深める方法として、福祉施設・事業所の専門的な知識・技術や情報を地域に提供することが挙げられます。このような取組を積極的に行なうことは、地域の人々の理解を得ることやコミュニケーションを活発にすることにつながっています。</p> <p>○具体的には、介護、保育、障害者（児）、生活困窮者等の理解を深めるための講習会や研修会・講演会等の開催、福祉に関する相談窓口の設置等が挙げられます。</p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p> <p>○また、福祉施設・事業所は、災害時に福祉避難所として指定されたいる場合や避難所となる場合も想定されるため、日頃から災害時の行政や地域との連携・協力に関する事項を決定・確認しておくことが求められます。</p>

改正後	現行
<p><u>(削除)</u></p> <p>○福祉施設・事業所がその機能を活かし、災害時にどのような役割を果たすかについて、自治体や地域住民とあらかじめ定めておくことも重要な取組といえます。</p> <p>○事業所のこのような活動を地域へ知らせるための取組も必要です。</p> <p>○地域社会では、地域経済や生活環境の変化等（雇用環境の変化、単身世帯や高齢者のみの世帯の増加、大規模団地等の集合住宅の課題等）により、これまでの社会福祉事業・制度が対象としてきた範囲では十分に対応することができない福祉ニーズ等が顕在化しています。</p> <p>○福祉施設・事業所（法人）は、社会福祉に関する専門的な知識を有するとともに、福祉サービスを実施するという公益性のある組織として、地域社会で必要とされる役割や機能を存分に發揮するためには、地域の具体的な福祉ニーズ等を把握するための取組を積極的に行うことが必要です。</p> <p>○こうした地域の福祉ニーズ等を把握するためには、たとえば、地域の困りごとを議論するための運営委員会を開催する、相談事業を活発化させてその中でニーズを把握する、地域の交流イベント時にアンケートを実施するなど主体的に動くことが重要です。</p> <p>○また、福祉施設・事業所（法人）の有する専門性や特性を活かして相談事業を実施することは、地域住民の多様な相談に応じる中で、福祉ニーズ等を把握する取組にもつながります。</p>	

改正後	現行
<p>○さらに、日常的な福祉サービスの実施を通じて、当該福祉サービスでは対応できない利用者等のニーズを把握する必要です。</p> <p>○このほか、施設等のスペースを活用した地域住民との交流を意図した取組、たとえば、地域交流のイベントの開催等により、地域住民とのコミュニケーションを通じて主体的に地域の福祉ニーズ等を把握することも必要です。</p> <p>(3) 評価の留意点</p> <p>(削除)</p> <p>○福祉施設・事業所ではなく、法人としてこうした取組を行っている場合でも、その内容等をていねいに把握して評価します。</p> <p>○評価方法は、訪問調査において具体的な取組を聴取し、書面でも確認します。</p>	<p>○さらに、日常的な福祉サービスの実施を通じて、当該福祉サービス（新設）では対応できない利用者等のニーズを把握することも必要です。</p> <p>○このほか、施設等のスペースを活用した地域住民との交流を意図した取組、たとえば、地域交流のイベントの開催等により、地域住民とのコミュニケーションを通じて主体的に地域の福祉ニーズ等を把握することも必要です。</p> <p>(3) 評価の留意点</p> <p>○事業所の種別や規模によって、具体的な取組は様々だと思われます（新設）が、本評価基準の趣旨にそって、個々の取組について評価を行います。</p> <p>○福祉施設・事業所ではなく、法人としてこうした取組を行っている場合でも、その内容等をていねいに把握して評価します。</p> <p>○評価方法は、訪問調査において具体的な取組を聴取し、書面でも確認します。</p> <p>27 II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。</p> <p><b>【判断基準】</b></p> <p>a) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を行っている。</p> <p>b) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事</p>

改正後	現行
<p>業・活動が十分ではない。</p> <p>c) <u>把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を行っていいない。</u></p> <p><u>評価の着眼点</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>公益的な事業・活動が十分ではない。</p> <p>c) <u>地域の具体的な福祉ニーズを把握するための取組を行っていいない。</u></p> <p><u>評価の着眼点</u></p> <p><input type="checkbox"/> <u>福祉施設・事業所の機能を地域に還元することなどを通じて、地域の福祉ニーズの把握に努めている。</u></p> <p><input type="checkbox"/> <u>民生委員・児童委員等と定期的な会議を開催するなどによって、具体的な福祉ニーズの把握に努めている。</u></p> <p><input type="checkbox"/> <u>地域住民に対する相談事業を実施するなどを通じて、多様な相談に応じる機能を有している。</u></p> <p><input type="checkbox"/> <u>関係機関・団体との連携にもとづき、具体的な福祉ニーズの把握に努めている。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><input type="checkbox"/> <u>把握した福祉ニーズにもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動を実施している。</u></p> <p><input type="checkbox"/> <u>把握した福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。</u></p> <p><input type="checkbox"/> <u>多様な機関等と連携して、社会福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性化やまちづくりなどにも貢献している。</u></p> <p><input type="checkbox"/> <u>福祉施設・事業所（法人）が有する福祉サービスの提供に関するノウハウ（新設）</u></p>

改正後	現行
<p><u>ハウや専門的な情報を、地域に還元する取組を積極的に行っている。</u></p> <p><u>□地域の防災対策や、被災時における福祉的な支援を必要とする人びと、住民の安全・安心のための備えや支援の取組を行っている。</u></p> <p><u>評価基準の考え方と評価の留意点</u></p> <p>(1) 目的 ○本評価基準では、福祉施設・事業所（法人）が地域社会における福祉向上に<u>積極的な役割</u>を果たすために、<u>把握した</u>地域の具体的な福祉ニーズや<u>生活課題等にもとづいた</u>独自の公益的な事業・活動を積極的に行っているかを評価します。</p>	<p><u>評価基準の考え方と評価の留意点</u></p> <p>(1) 目的 ○本評価基準では、福祉施設・事業所が地域社会における福祉向上に役割を果たすために、地域の具体的な福祉ニーズを<u>把握し、これにもとづく</u>福祉施設・事業所独自の公益的な事業・活動を積極的に行っているかを評価します。</p> <p>(2) 趣旨・解説 ○福祉施設・事業所は、社会福祉に関する知識と専門性とともに福祉サービスを実施するという公益性を有する組織として、地域社会における役割や機能を發揮するために、地域の具体的な福祉ニーズを把握するための取組を積極的に行うことが必要です。</p> <p>○地歴住民からの意見や要望を把握する場合は、たとえば、相談事態を活発化させてその中でニーズを把握する、地域交流のイベント時にアンケートを実施する、など主目的に動くことが重要です。</p> <p>○日常的な福祉サービスの実施を通じて、当該福祉サービスでは対応できない利用者等のニーズを把握することも必要です。</p> <p>○また、把握した福祉ニーズにもとづき、これらを解決・改善するための福祉施設・事業所の公益的な事業・活動を行うことも必要です。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p>